右の者に対する道路交通法違反被告事件について、昭和四四年――月二七日尼崎 簡易裁判所がした裁判官忌避申立却下決定に対し、申立人から抗告の申立があつた が、右決定に対しては、刑訴法四二九条―項―号により、管轄地方裁判所にその取 消又は変更の請求をすることができるのであるから、直接当裁判所に対してした本 件抗告は、同法四三三条―項の要件を備えない不適法なものである。

よつて、同法四三四条、四二六条一項前段により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

昭和四四年一二月二三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美